個人情報の共同利用の取扱いについて（事業主）

個人情報保護法では、健康診査事業等について事業主と共同して個人データを利用する場合には（１）個人データを共同利用する趣旨（２）共同して利用する個人データの項目（３）共同利用者の範囲（４）利用する者の利用目的（５）データ管理責任者の氏名または名称について、あらかじめ本人に通知または公表することとされています。

当組合では、共同利用の内容の公表を、本紙、当組合事務所への掲示、ホームページ及び機関紙等への掲載をもって行うことといたします。

〈当組合が事業主と共同利用する趣旨等は以下のとおりです。〉

１．個人データを利用する趣旨

事業主と組合が共同して健診及び事後指導を実施することが、被保険者及び被扶養者等の健康管理を推進する上で効率的、効果的である為、共同利用として実施する。

２．共同して利用する個人データの項目

（１）被保険者

記号・番号、氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、会社メールアドレス、資格取得日、資格喪失日、事業所コード、事業所名、事業所所在地（本・支店)、所属コード、店舗番号、店舗名、事業所電話番号（本・支店)、一般・成人健康診査データ、人間ドックデータ、歯科健診データ、精密・管理検診〔（１）胸部検査（２）血圧検査（３）心臓検査（４）腎臓検査（５）糖尿病検査（６）胃部検査（７）肝臓検査（８）高脂血検査（９）尿酸検査（１０）血球検査（１１）便潜血検査（１２）婦人科健診 〕データ、保健指導、健康診断（特定業務等）データ、採用身体検査及び雇入時健康診断データ、健康診査の受診医療機関名及び医師名

（２）被扶養者

氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、扶養認定日、削除日

３．共同利用者の範囲

事業主、健康保険組合、産業医、委託先事業者

４．利用する者の利用目的

被保険者及び被扶養者の健康の保持・増進のための健診と保健指導、健康相談等への利用及び事業の評価・分析並びに産業医等他事業者との情報交換。

５．データ管理責任者の氏名または名称

（当組合）常務理事

（事業所）事業主